

第二十六回 参議院社会労働委員会會議録第三十五号

昭和三十一年五月十八日(土曜日)午後八時五十三分開会

委員の異動

五月十七日委員小西英雄君、野本品吉君、鈴木万平君及び坂本昭君辞任につき、その補欠として草葉隆國君、西田信一君、斎藤昇君及び椿繁夫君を議長において指名した。

本日委員横山フク君、草葉隆國君及び椿繁夫君辞任につき、その補欠として大川光三君、武藤常介君及び阿具根登君を議長において指名した。

委員長の補欠

本日千葉信君委員長辞任につき、その補欠として阿具根登君を議長において委員長に指名した。

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君
理事 榊原 亨君
高野 一夫君
山本 経勝君
早川 慎一君

委員

大川 光三君
勝俣 勉君
紅露 みつ君
斎藤 昇君
寺本 廣作君
西岡 ハル君
西田 信一君
武藤 常介君
片岡 文重君
千葉 信君
藤田 藤太郎君

衆議院議員

藤原 道子君
山下 義信君
奥 むめお君

厚生大臣

野澤 清人君
淵上房太郎君

労働大臣

神田 博君
松浦周太郎君

政府委員

総務府南方連
絡事務局局長 石井 通則君
公正取引委
員会委員長 横田 正俊君
厚生政務次官 中垣 國男君
厚生大臣官
房総務課長 牛丸 義留君
厚生省公衆衛生
局環境衛生部長 楠本 正康君
労働政務次官 伊能 芳雄君
労働省労働局長 中西 實君

本日の会議に付した案件

○環境衛生関係諸法の適正化に
関する法律案(衆議院提出)

○委員派遣承認要求の件

○環境衛生関係諸法の適正化に
関する法律案(衆議院提出)

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

○委員派遣承認要求の件

は広範多岐にわたる、重要な問題が多
いのでございます。私のようなものが
果して完全に重責を全うし得るかと
か自信もございません。また、議事の
運営にも非常に不なれでござい
ます。この際、同僚先輩各位の御協力を
いただきまして、職責を全うしてい
ただきたいと存じます。どうぞよろし
くお願いいたします。(拍手)

○委員(阿具根登君) 委員の異動を
御報告いたします。

五月十七日付をもって、坂本昭君、
小西英雄君、野本品吉君、鈴木万平君が
辞任され、その補欠として、椿繁夫君、
草葉隆國君、西田信一君、斎藤昇君が
選任されました。

○委員(阿具根登君) 環境衛生関係
諸法の適正化に関する法律案を
御報告いたします。

五月十八日付をもって、横山フク
君、草葉隆國君、椿繁夫君が辞任さ
れ、その補欠として、大川光三君、武
藤常介君、阿具根登君が選任されまし
た。

○委員(阿具根登君) 閉会中継続審
査及び調査要求に關してお諮りいたし
ます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
を改正する法律案、労働者災害補償保
險法の一部を改正する法律案、慰老年金
法案、公共企業体等労働関係法等の一
部を改正する法律案、最低賃金法案、
家内労働法案、病理細菌検査技師法
案、角膜炎移植に関する法律案、地区衛
生組織の育成に関する法律案、社会保
障制度に関する調査、労働情勢に関する
調査、以上の案件は、今期国会開会中に
は審査、調査を完了すること困難であ
りますので、継続審査、調査要求書を議
長あて提出することとし、また、水道
法案については今後の審査の状況に
よって提出することとし、その手続等
は、委員長に御一任願いたいと存じま
すが、御異議ございませんか。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと
認めます。よってさよう決定いたしま
した。

なお、調査事件が議長の承認あつた
場合の閉会中における委員派遣につい
ては、委員長に御一任願いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと
認めます。よって委員長は理事と協議
して進めることにいたします。

○委員(阿具根登君) 環境衛生関係
諸法の適正化に関する法律案を
御報告いたします。本案に対しまし
て、農林水産委員長から、お手元に配
付いたしましたような申し入れがござ
いましたので、御報告いたします。

○委員(阿具根登君) 御報告を願います。

○早川慎一君 私議事進行について、
ちよつと委員長にお尋ねしたいと思ひ
ます。農林水産との合同委員会は、休
憩のまえ先ほど散会されたのでありま
すが、休憩前には、政府の御決定を
待つて御報告があるということになつ
ておりますが、その点はいかがなつて
おりますか。

○委員(阿具根登君) 速記をとめて
下さい。

○委員(阿具根登君) 速記をつけ
て。

○千葉信君 この際、私は前委員長と
して早川委員にお答えいたします。た
だいまの御質問の問題につきましては
は、先ほど開かれましては、開会
後直ちに散会という協定となり、従つ
て、この問題についての御質問なり、
御究明は、あらためて社会労働委員
会でおやり願いたいと存じます。

○早川慎一君 それでは厚生大臣にお
伺ひいたしますが、先ほど持ち回り開
議によつて政府の意見を統一して連合
委員会で表明されるということになつ
ておりましたので、あらためて当委員
会において御表明願いたいと思ひま
す。

○國務大臣(神田博君) ただいま早川
委員のお尋ねのありました持ち回り開
議の最終決定と申しましたようか、閣議
で各國務大臣すべてサイン済みであり
ますことをここで御報告申し上げます。

○奥むめお君 私録風会の所員議員で
ございしますが、私も参議院の良識と
いうことを非常に重んじて、党派に片
寄らない政治をしなければならぬ、
参議院議員は政界を超越して真に
国民のための政治をしなければなら
ないという立場を厳守しております者
でございますが、二院制度があります上
は、参議院があくまでも厳正に審議
するものと思ひましたところが、この
環境衛生法案が本委員会にかかりまし

【速記中止】

てから、初めに衆議院でこの法案の小委員長をなすつていらつしたと聞いております。亀山さんが答弁にお立ちになつたときに、衆議院では、社会党も自民党も全部が賛成して、そして共同提案としてこれが可決したのだから、その後、修正の余地がないものであるというふうなことをおっしゃつておりました。そしてまた、きのう厚生大臣が、これは衆議院で、社会党も自民党も一緒に賛成して共同して通つたものだから、一つどろこのまま通してほしい、運用の面でどのようにもあんばいするからと、こゝろ御要望をなすつてゐる。これは私たちが参議院のすべての同僚議員が問題になつてお聞きになつたと思ふのでございしますが、特に緑風会におきまして私といたしましては、二院制度の立場から、これは大へん重大な問題です。ことに今度の環境衛生法案が、承りますところによりまして、参議院におきまして社会党が修正をお出しになつて自民党がそれをおのみになつたと聞いておりますが、緑風会は意見を求められないのでございしますが、私の承りたいことは、二院制度に対して本案の提案者は何とお考えになつておるかということ一つはつきり承りたい。

○衆議院議員(野澤清人君) 二院制度に対しては御質問でございしますが、この委員会に初めて説明に参りました亀山委員の発言に対する問題から御質問が出たようでございしますが、この亀山君の発言というのは、参議院に対して修正を必要としない、通してもらいたいという意向でお話になつたのではないかと、私はあとで聞いております。そのために翌日から私がかわつてこちらに参つたのであります。ただ衆議院の審議の過程において、社会党も自民党の方も議員で共同提案したものであるから、もう修正の余地のないものだ、こゝろいふうちに衆議院の方では話し合ひをしたという経過を話すつもりであつたのが、おそらく言葉が足りなかつたのだと存じます。そこで、私なりの見解を申し上げますならば、ただいま先生のおっしゃつたように、二院制度でありますから、当然その審議権は尊重しなければならぬ。従つて、経過を話しする際に、あたかも参議院に強制するような言辭を吐いたとすれば、これは当然お取り消しをしましてその分、明らかにしなければならぬと思ひますが、私自身といたしまして衆議院を代表して参つております以上は、審議権の独立したおの二院制度の特質または性格というものには十分尊重するべき性質のものだと思ひますので、あらためてその点をはつきり申し上げておきます。

○奥むねお君 厚生大臣にお伺ひいたします。この法案は大臣が運用の面でいろいろ御苦心下さるもので、私もぜひこゝろいふ法案がいろいろな面に、生活の面に影響を及ぼすことをおそれております心が非常に強いだけに、この法案の行方というものに大へん関心を寄せているわけでございします。まずその厚生大臣に、今の問題で昨日の御答弁の中でやはり厚生大臣としては、私から言わせれば不適當な、まるで鬼の面でも取つたやうな、衆議院でも両院で賛成して通つたのだから、どうぞこのまま通して下さいとあなたはおっしゃるのです。参議院の審議権というものが非常に無視されているじやないか、ことにこの参議院には緑風会がある。しかもその緑風会が知らないやうにいろいろ取引されるということとは非常に困るし、また、いろいろ不安をお持ちしますだけに、厚生大臣に二院制度についてあなたは昨日の御答弁でこのままどうぞ通してくれ、あとは運用の面でよくやるのだからまあかくしてくれと言わんばかりの態度でした。法案はそのようにして審議していくものでございしますか、これをお伺ひしたい。

○国務大臣(神田博君) ただいまの二院制度に関する考え方を政府特に厚生大臣はどういうふうにお考えになつてゐるかということをお聞きしたいのでございします。これは昨日私が答へも申し上げました、本日も午前中この席で答へも申し上げておるやうなわけでございまして、憲法で二院制度をはつきり明確に規定されておるのでございします。これは二院制度の権能、権限等につきましては政府といたしまして、これはもう十分尊重いたしておりますことはこれは申し上げるまでもないことと存じます。そこで私が申し上げましたことは、衆議院におきまして与野党が一致で法案を可決された、そこで、私も政党内閣の本来の性格からいって、政府の立場といたしましては、衆議院議決の案で御審議をお願いしたい、しかし、これは参議院の方におきましていろいろと御審議の結果、御修正されるというやうなことがあるといたしますならば、政府といたしましては原案のままを通る場合、また、それぞれ適當な修正をされて通りました場合におきましては、この法律の運用につきましては、

農林大臣その他関係大臣とともに十分行き渡る適切な施行をいたしたい、こゝろいふことをお答え申し上げておりますので、ただいまの奥委員のお尋ねのございましたやうな意味で申し上げておらないつもりでございします。ただいま申し上げておきますことを一つ御了承願ひたい。

○奥むねお君 ただいまの厚生大臣の御答弁には私まだ疑義を持つものであります。しかし、大へん先を急いでおられるやうでございしますから、私も御協力申し上げたいと思つておりますので、その問題はこゝで打ち切りまします。しかし、私は今度この環境衛生法案というものを厚生大臣のやはりきのうの御答弁の中で、この法案は業者の熱烈な要望に応じて作つたとおっしゃつた。で厚生大臣というものは何を一番主眼点に置いて政治に當るべきであるかというのをどうお考えになつてゐるか承りたい。私が考えますに、国民の厚生、つまり民生の安定と申しますか、どの省よりも一番国民生活に深い関係のある省でございまして、それから国民生活の安定ということはおそらく先して厚生大臣がして下さらなければならぬ。ところが、厚生大臣は、この環境衛生の法案を業者の猛烈な要望によつてこれを作るやうになつたと言われる。国民が何を要望しておるかというのを御承知でございしますか。ちよつと業者の声を聞きになつて、そして特別のこゝろいふ法律をお作りになる、千七百万円という予算もおとりになる。もしも業者と区別するとしませんならば、業者が扱つております品物を作る労働者、雇われている被用者、あるいはその業者と対等の関係で代価を払つて物を買つて日常生活の必需品を売つてもらつておりますこの消費者の立場、また、その中小企業者に商ひをする材料を売つておりますもの、こゝろいふやうなものは業者と言えませんが、この人たちについては大臣は何とお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(神田博君) 先ほど来から、奥先生のお述べを承つております。すつと、どうも人違いされてお聞きになつておるのではないかと存じます。私は今奥委員のお述べになつたやうな答弁をこの席でした覚えはございません。私は厚生行政は、今奥委員が述べられたやうに、どちらかといふと、消費者大衆の生活の向上をするために、そしてこれらのサービス機關の適正な指導をしていきたい。こゝろいふやうな考えで行政を担当いたしております。ただいま私が答へしたというやうなことは、私以外の方の答へがあつたやうでございしますが、私でないことをはつきり申し上げまして、誤解を解いていただきたいと思います。

○藤原道子君 関連して。私は厚生大臣としての御答弁は、さうでなければならぬと思ひます。ところが、私はどうして納得がいけない。さつきからもやもやしているそのことは、あなたは国民の保健衛生を担当していらつしやう。私たちは、明治二十三年以来水道問題は省令にゆだねられてゐる超前世紀のものである。今度予算を通過する。さうしてそれだけの人は非常に苦勞して今日までやつてきた。ところが、私の邪推かしりませんが、あなたは担当大臣として、この水道法案を機軸にしてもなぜこの環境衛生法案を通過しなければなら

ないか、それが私にはわからない。水道は全國民の生命に關する非常に重大な問題だと思ふ、にもかかわらず、こゝういふことがなされて、与党の諸君がさういふお考えになつたんでしようけれども、担当大臣としてそれでいいのですか。私は納得がいけない。私は厚生委員として長年やってきておりますが、この國民に対して非常に大事な水道法案が犠牲になつてあなたたはたんとしていられるのですか。それでもあなたは國民の保健をあずかつてゐる大臣といつていいのですか、それを伺いたい。今の御答弁と比較して私は納得がいけない。

○國務大臣(神田博君) ただいま藤原委員のお尋ねを承りまして、私はもう突に意を強くいたしました。(おせじではないですよと呼ぶ者あり)水道法案の通過につきましては、私たたいまでも今藤原委員の述べられたような決意をもつて私は実はお願い申し上げておるのであります。(与党にお願いなさいと呼ぶ者あり)今承りますと、私が水道法案を犠牲にして、他の法案に協力してやるようなことを述べられますことは、私にとつては心外千万なことだ、これはまたどうしたところから藤原委員が誤解をお持ちになつたのか、私は自分自身驚いておりまして、実は藤原委員が私の氣持を逆になつておとりになつていただいて、水道法案を通してやろうという御熱意と考へまして、私は実は心から感謝しております。どうか一つ水道法案が通過しますよう私はお願いいたします。

(拍手)
○藤原道子君 手をたたく人をお願いしなさい。この問題の震源地は与党に

あると思ふ。(その通り)与党は水道法案を通していただかんばつてゐる」と呼ぶ者あり)どちらをとるかと言つたら、あなたの方は環境衛生法をとるとおっしゃつたでしょう、そうではないと言われるのですか、それを聞きたい。厚生大臣も藤原委員に感謝しておると、おせじは聞きたくない。ほんとうにあなたが、國民の眞の保健衛生を考へるならば、大臣の職を賭してもこの問題と突つたべきだと思ふ。いかがでございますようか、それを伺いたい。

○國務大臣(神田博君) 水道法案の御審議をお願いしてゐる私といつたしましては、もう今参議院に私からお願ひをしてゐる法案はこれ一つでございます。水道法案一つが政府提案として、この委員会に、私の關係してゐる法案としてはそれ一つでございます。いかに私が熱心に水道法案を通していただきたたいという氣持であるかは、これはもう賢明な藤原委員でございますから、そう私はたくさん申し上げないでも御了解願へると思ひます。どうか一つお願いいたします。

○藤原道子君 了解できません。私はあなたがこゝで眞剣に水道法案を通していただければ、環境衛生法よりも何とかこれを通過してくれ、あなたは何かと言ひましたか。この間の答弁のときに、議員立法だから政府にあまり關係がないやうなことをおっしゃつたじゃありませんか。それならば、与党の議員諸君に七重のひざを八重に折つてもお願い申して、これを通過するのが國民に対するあなたの責務ですよ。そういつた努力をされたかどうか、私はそれを知りませんけれども、どういつた努力をされた

した。水道法案を通過するために与党議員諸君にどれだけの努力をされたかを聞きたい。

○國務大臣(神田博君) 主管大臣といつたしましては、与野党へもよく、もう厚生省をあげて実は御了解、御支援等をお願いをしてゐるやうなわけでございます。具体的にどうだといふやうなことは、時間もございませんで申上げませんが、(時間はある)と呼ぶ者あり)ほんとうに厚生省が一体となつて、この水道法案の通過をお願いしておりますことは、私は与党の委員も、野党の方々にいたしまして、また、録風会の方々にいたしまして、これは御了解願へてゐるのではないかと、それでも通らないといふやうなことは私には考えられない。どうしてもこれはお願いを申し上げ、一つ御審議を願つて、時間ぎりぎりでも通していただきたたい、こゝういふ心持でございますから、よろしくお願いいたします。

○藤原道子君 もう一回、あなたはそれとばかりで答弁しておるのです、与党の方ではちゃんと取引の具にしてゐるのですよ。今からだつてやろうと思へばやれるじゃありませんか。環境衛生法は連合委員会こそ解かれたけれども、まだ当委員会では質疑は十分できておりません。それでも無理に通さうとしてゐるじゃありませんか。それならば、水道法案になぜこれだけの熱意を払われないか、私は長年の間、厚生委員を専門にやつてきてゐる者として、ほんとうならば、議員立法を通過するのに努力すべきなんです。政府原案を野党の私が言ふことは、いささかおかしいかも知れない、全國民の保健の立場から必要な法律だと私は思ふ。だ

から議員立法をいふても、政府のこの水道法案を、といふくらいに私は思つてゐる。ところが、關係大臣がのほほんとしてゐたのでは、通りつこないのです、一体どうなさるのですか、予算は通つてゐるんですよ、この法案が流れたらどうするのです、大臣の御所信を私ははつきり伺ひたい。おせじは聞きたくない。

○國務大臣(神田博君) 私はただいま数回にわたつて、水道法案が今日政府提案として、また、厚生省にいたしまして、(厚生省はそんなに弱いのですか。と呼ぶ者あり)ただ一つの法案でございまして、御審議をお願いしたいと申し上げるのであります。今藤原さんがいろいろ私に申されてゐることは、委員長に一つお諮り願つて、委員長に議題にしていただいて、委員の皆さんに御審議を願つてあげていただくことをぜひ一つ……政府が委員会に對してどうこうといふことは越権でございますから、私はのどまで声が出ましても申し上げかねてゐることは、御了承願へると思ふ。一つどうか藤原委員からおとりなし願つて、今日一つはお願ひいたしたいと思ひます。

○藤原道子君 罷弁ですよ、委員長に私から願つてと言ひけれども、ちゃんと理事や何かの打合せで与党の諸君とちゃんとその方針をきめてゐるじゃありませんか、与党からまとめていらつしやい、あなたの方は多数決なんです、やろうと思へばねじふせてでもやれるじゃありませんか、いつも社会党にその手でねじふせてでも、無理に法案を通してゐるじゃありませんか。与党が通さうとすれば通るはずですよ。

○奥むねお著 重ねて御質問申し上げますが、私先ほど申し上げましたように、環境衛生法は中小企業者のために環境衛生をよくしてやるのには、料金規制あるいは営業方法、あるいは配置の規制をして、あるいは多くの面でよくなるようにしなければならぬ、こゝういふことでございませうですが、この中小企業者の安定といふことは、買

入があつて安定するのである、作る人があつて安定するのである、ことに中小企業者といふものは、日本の生業の大部分を占めてゐる、私が数字をあげて申し上げるまでもないのでございませうが、はつきりするために申し上げますならば、全従業員の千七百六十万人の八三%ないし八四%といふものが、中小企業者である。それから中小企業に働いてゐるものである。それと、たぐさんの働いてゐる人があるわけなん

でございます。この中小企業に働いてゐる人たちが、どんな労働条件で働いてゐるかといふことは、すいぶん問題になつてゐるところですが、私も主婦連合会といつたしまして、今までいろいろ実態に突き当たりました。これを一つお聞きたいだいて、そして御質問に入りたいと思ひますが、たとえば、とうふが機械化しますと一貫作業で一丁が六円でできる、十円で十分売れると言つて喜んでゐる。ところが、一貫作業で六円でできるとうふを、十円で売りました人は、組合からなぐり込みを受けて、江東にも世田谷にも、けがをして病院に入つたといふ事件がございませう。そしてその人たちは、今はもう組合の圧力に耐えかねて、十五円で売つております。ところが、それ

て売り子さんの収入がよくなったかというところもよく聞いていない、これはパーマメントなまじかりなんですよ。それに働いている人たちは、ちっとも恩恵を受けない、よくなっても恩恵を受けない、政府の親心は通じない、私どもはこういうことを考えますと、やはり一つの日本の生活安定ということ、ことにこの中小企業を中心とする流通機構の合理化というものは、これは決してこういう法案でできるものじゃない。もし問題を限って衛生措置だけ考えようといいたしますと、私はこの委員会に出ていても非常に不思議でならないのは、お医者様や薬剤師の委員の方たちはどうも環境衛生という文字にべたばたで、環境衛生はこの法案がなかったからできないのだというように、非常にこの法案で衛生措置がよくなることを期待していらつしやるように見える。それから今度は、業者の人にお近い方だと思ふ方は、この法案は業者にとってよくなることと思ひ込んでいらつしやる。しかし、国民の中の消費者、生産者は非常にこの法案に猛烈に反対しております。この法案が通つてカルテルが行われるようになったら、必ず価格や料金が上り、新しい店はできにくくなり、営業方法も規制されて消費者生活は踏みにじられるぞと反対している。これは提案者はいかがお考えでございませうか。反対がないとお考えですか。あるいは反対を御存じでございませうか。猛烈な反対を……政府に要望して法律を作つて下さいというほど近い道は持ちませんけれども、さあ大へんというので、猛烈に反対が外にも中にも、全国から、北海道からも九州からも毎日こへ

押しかけてきていますが、この反対の声は何とこらんなりますか。
○衆議院議員(野澤清人君) だんだんのお話ですが、率直に簡潔にお答え申し上げたいと存じます。
全国的な消費者や生産者に反対があるというところは一部の反対は私も聞いて承知いたしております。ただこの法案を立案しました動機というものは、前にも申し上げましたが、必ずしも中小企業者だけのことを思つてという考えで立案したのではありません。要するに、厚生行政をやつていきます上において、特に保健衛生という面から大衆の受けやすい保健上の利益を増進するにはどうするかというので、その中小企業者の弱小企業の実態というものを向上させたい、そして不安をなくしたいというのがねらいであります。経済効果については、毎回申し上げますが、第二義的なものである、手段である、こういうことを申し上げたわけでありませう。
なお、団体からの、業者からの陳情があつたと私は過激申し上げましたけれども、この業者の陳情というものはこの法律を作るために業者から陳情を受けたということは私は毛頭申し上げておりません。ただ業種を選定する際に、業者の強い陳情があつたというところだけは申し上げたのでありまして、誤解のないようにしていただきたいと思ひます。
○奥村勉君 これは速記録を見ればわかりますが、きのう厚生大臣がはつきり業界の強い熱望によりましてとおっしゃつておられるのです。速記録を見ることにいたしましょう。

ところで、私お伺ひしたいのは、そんなに衛生措置を心配して下さる、大へんありがたいことである。もう非常にこれは安心して物が買えるし、安心して利用することができまから非常にありがたいこととございませうが、しかし、これは一連の法律で衛生措置がよくなるとは私は考えておりません。また、あなたの方の御答弁は過当競争であるいは結果において料金が上るかもしれない。だけれども、何しろ金がないのだからそうしなければ衛生はできないのだ。だから経済的な問題は結果であつて、目的は衛生だとおっしゃるのですが、私どもは、衛生を中小企業者に守らせようと思ふことはお金で、手段としてのお金がありさえすれば守られるのかどうか。私これに疑問を持つものでございませう。なぜならば、大へん政府はしきりにその問題を、提案者はその問題をお述べになつていますが、それではこの七つの業者一つ一つにつきまして、どれくらいお金を渡したらあなたの方が御心配にならないで済むような環境衛生が完備されるとお考えになつておられるのですか、一つ一つの業種について説明していただきたい。
○衆議院議員(野澤清人君) 非常にむずかしい御質問で、私としてもどれだけあつたならば現在の中小企業が救われるという確信は数値的に申し上げる余裕がございませう。ただ先ほど先主からお話がありましたように、たとえばとうふの六円ですとどういふ事件もありましたというお話ですが、これはそういう機械施設をし、一貫作業でいくというような施設を持てば六円でできる。ところが、それが

点々として一カ所か二カ所であるために業者間のあつれきというものが起きる、ここに日本の弱小企業の欠陥があると思ふ。そういうものを逐次政府がうしろだてになつて日本の経済の最大の基盤である中小企業というものを経済的に立ち上らせること自体が日本の消費者層に対するサービスでもあり、また、日本の国民の生活環境の向上にもなる、こういうふうにと信じております。なお、生産者と消費者ということだけがよく対象になりますけれども、中小企業者もひとしく日本の国民でありますから、この三つの層に対してでき得るだけ公平な行き方をすべきであるという信念のもとに立案いたしましたわけでございませう。
○奥村勉君 ただいまとうふについて御意見がございましたけれども一度取り上げます。一貫作業すれば六円でするものをその機械化を組合のボスは押えてしまふのです。ボスが有力になりますというのを押えてしまふ。また、六円でできるから十円で売つても十分もうかりますと言ひましても、十五円で売らせてしまふのです。これがカルテルのこわいところなんです。組合ボスの横行といふのはすぐこのういふふうな生活にぶつかつてくるのです。そうしたらあなたの方は機械化しなさい、六円でできるなら機械化して十円にしなさいといふのではなくて、機械化の金は貸してやる。しかし、値段は組合がきめるというのでは、何も消費者にはプラスにならない。今から九年も前ですが、肉屋が大へん近所から評判がよろしい、大へん目方もいいし、中身もいいし、味もいいし、言つた通りの肉を売つてくれる。あんなに

い肉屋を一つ表彰したい。婦人会や近所の町内会の要望で推薦ポスターを出してやつた。ところが、一枚出したらみんなの肉屋がうちにもくれ、うちは幾ら出したらくれるのかと言つて皆とりにくる。私の方は別に金をもらつて出しているわけではない。いいから感謝の気持ちで表彰したのだと言つたが、とうとう消費者が真心から送つた表彰ポスターは同業者のためにおろされてしまったのです。まあ大体そんなものなんです。自分からよくしようと思ふんじゃない、何か得になることをしたがるのです。ポスターを出すということはよいお客さんが来る、現に來たのです。しかし、よくすることに工夫と努力をしないで、お客がうかりか来るような看板だけがほしいのです。この現実に触れずに、官権のうしろだてを手立て、自主的に衛生措置をよくさせるのだ、というだけです。この法律はそういう不安をいろいろな面に持つていくわけなんです。ですから、私どもはこの中小企業者が衛生面で改善され、業が安定するためには生産者と消費者と中小企業者と、三者が一体にならなければいけないのです。衛生措置もこれが一体にならなければいけません。ことに衛生問題は、これを利用する者が食品についてならば目あきの買物をして、こんな不衛生なものはない、おふろ屋ならおふろ屋に幾ら役人が監督に回つて衛生措置をうささいこと言ひましても、これを利用する人が髪のお油を流したり、石けんやあかのついた手拭いを湯の中に入れたり、あるいはいろいろなことをして不衛生なことをいたしますから、これは消費者と

中小企業者が、心を合せて一体になってよくしようという態勢をつくること、一番必要なんです。私は本会議におきましても、中小企業の団体法のとときにその件を政府に追及いたしました。私は消費者を教育する、消費者を目あきにして中小企業者の味方にするというところが環境衛生の問題になるほどの人ならば一番大事なことだと思ふ。ところが、本法には消費者がこんな風に反対している。環境衛生がよくなることを消費者が反対するはずはない。消費者はもう勘でこの法律のねらいを感じとっている。この法案の推進者である楠本環境衛生部長などは一番婦人会に關係の深い方だ、ところが、この法案は読んでみても実にずさんなもので、そして環境衛生を掲げて、羊頭を掲げて業者の経済上の利益だけをねらう狗肉を売っておるものです。これは経済法案だとだれでもそう批判してゐるであらう。また、事実がそうなんです。環境衛生がそれほど大事ならば、なぜ消費者の方に目を向けないか。私が消費者のこの大きな反対の声を耳をおおつて中小企業の環境衛生だ、中小企業の環境衛生だ、いかにも私たち消費者に仕合せを与えるような説明でございすけれども、これはあべこべではございせんか。文明諸国では消費者教育といふものには非常に力を使って居るのです。適正物価も、衛生普及も、このゆゑにできてゆくのです。日本では今消費者と業者を切り離そうとして居る。そして第一、本法にある営業とは何であるか。この間うちから協同組合と、このいわゆる中小企業の業とに關して質問と答弁が繰り返されてましたけれども、私どもは業をするといふことを、社会生活におのおの分業

があるから、その生活を保障することは当りません。必要者にサービスをする限り相当の手数料を取ることは当りません。しかし、金もうけが主であるといふ考え方はいけないのだ。指導こそ必要なんです。同じように、小売店舗をもつていても、たとえば生活協同組合法ではこれはあくまでも営利を目的としてならないと書いてある、国民に奉仕し生活文化の向上に尽さなきゃならぬと書いてある。私は業者もその心がまえで、物を扱わない人のために兵隊を扱ひましよう、あるいは床屋を営んで髪が伸びて困る人のためにきれいにしてあげましよう、というあんばいにしてあげましよう、の奉仕をするものでなければならぬ。従つて衛生法規を守るのは奉仕の一部です。中小企業者にその根本の精神を教えることとして、お金さえやればできるんだというところに間違ひがあるのだと、私さう思うのでございす。が、いかがでございすか、提案者に伺ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) いろいろとお説を拝聴しました。ものの見方、考え方、また、感じ方によつて多少のニアノスの差が生じてくると存じますが、この環境衛生の法律といふものは、ただいま先生のおっしゃられたやうなことは多分にこれはさういふ要素も含んでおられます。しかし、消費者層として中小企業者と分離されるという考え方は私はかえつて誤解の生じやすい問題じゃないか。日本の中小企業者といふものは先天的な中小企業者もあれば、後天性を持った中小企業者もございす。しかもその中小企業者自体が消費者でございすから、単に消費者層と区別するほど日本の経済機構といふものはつきりした性格が生れていない。同時にまた、よく生産者、消費者という中間に中小企業者を置くのであります。普通の中小企業者といふ環境法で言ひます団体とは性格的に違ひまして、つまり生産者があつて、その商品を扱う中小企業者がございせん。自然発生的にサービス業として生まれてきた特殊の団体であります。大資本家と対立的立場にない全くとり残されたと言ひますか、孤立した業態を確立することが国民生活の向上であり、衛生思想あるいは施設の普及発達に資するんだ、こういう考えのもとに出発したておられます。で、見よう見方によつてはいろいろなお説もあると存じますので、先生の御高説に対しては、慎んで感銘深く拝聴をいたしておきたいと存じます。

○奥むねお君 私はここで説をなしているつもりじゃないのでございす。私から言ひましたら、これだけ消費者が全国から労働組合も生活協同組合もあるいは婦人団体もいわゆる消費者が全国から猛烈な反対を浴びせかけている法律、中小企業者としてこれをはかりにかけてみますならばどつちが重い。少くともさういふ反対の猛烈なものを何ゆゑ無理をしてでも今通さなければならぬのか。また、これを推進している業者も、これは今騒ぎにだまされて居るのです。この法律でそれが助かるのです。これは私も前から見れば、一連のボスを作るだけだ。まじめに企業努力をして創意工夫を働かせてサービスをよくしてお客さんに愛される商売をしようとする零細な人々が押えらる。官庁と一緒に統制の上にあぐらをかいて居る人が、一連の二にぎりの人がきつとこれを喜ぶやうになるのでもございす。日本の中小企業は、何分にも人口が多すぎるところから半失業者のプールとなつて居るから苦しく、過当競争も起るのである。開店しても、資本なき人は心と力だけで一つの骨折りで客にサービスしなければならぬから、苦しい競争となるのです。しかしこれは人口問題解決の必要を要するものであつて、衛生の問題ではありません。緑風会では、この法案の内容は非常に反対があるし、この法案に対しては非常に問題があるから、これは慎重に審議すべきだ。あと一日や二日を残してこれを無理にあげようとするのはいけないと、昨日、国会対策委員長と議員の人が自民党にも社会党にも話に行つて居るはずなんです。厚生大臣、この問題何とらんになります。

○國務大臣(神田博君) 先ほどからいろいろ奥委員のお説を承つておられます。私もおっしゃられることはよくわかることと存じます。また、慎重に御審議されておられるわけと存じますので、政府といたしましては、先ほどお答え申し上げましたやうに、本院の御決定につきましては最善の施行をいたしたいとかやうな考えでおりますので、申し上げておきます。

○奥むねお君 私が伺ひますのは、非常に労働組合、生活協同組合、婦人団体を先に立てて全国から猛烈にこの法案がきたら大へんだぞと、中小企業者の中からも反対をして居る。肉屋も一部反対をして居る。おふろ屋も一部反対をして居る。もしかりに私が一歩譲つて推進派反対派が五分々々だとしても、急いで通過させてはなりません。国民生活に影響が大きいという問題の法案をそれではどうしても通さなければならぬとなさる提案者に伺ひましよう。

○衆議院議員(野澤清人君) たびたび申し上げますやうに、いろいろな御反対の立場も私もよく承知いたしておりますが、現在の日本の経済の基礎から考へて、どうしても中小企業の育成さらには、これに關連します国民の保健衛生という面から現在の対処すべき方策としてはこれが最善の方策だ。こういう結論で立案いたしましたものでございすから、どうぞ慎重に御審議をお願いいたします。

○奥むねお君 私はこの法案につきましても、もうあととまかいことは申し上げるつもりはございせん。ただこの私どもといたしましては、環境衛生のためにたとへば今全国的に婦人会が非常な犠牲を払つてハエや蚊の駆除をして居る。ところが、これは新聞やラジオで宣伝される割にはさう徹底して居るものではないと存じます。なぜと申しますと、これは保健所の予算がございせん。そして自分の金で薬を買わなければ足りません。さういふわかつて問題でも厚生省は予算を削る。またたたとへば赤ちゃんの問題、母子手帳を持つて行きましても、保健所はもうすぐ満員になつてしまふのです。そして炎天下に外に待たなければならぬ。雨が降つたらかささして外で待たなければならぬ。一度は待つて見てもうけられぬ、もう二度は行かない、予算がないのだ、人がないの

ば洗剤ができて、それが生地をいためるというように、その基準の中で、どうしてそれがあらかじめわがりますか。基準を定めようという、その基準は単位組織に持つていて、いわゆる適正化規程となつて具体的に実施をされるのです。そういうものが基準として定められるのに、たとへば今の洗剤の例、あるいはまた、散髪屋の場合に、安くてできた散髪は、これはその環境が悪いからということだけでは私はいんじやないかと思うのです。そういうことを具体的には基準としてどうして連合会が定め、あるいは厚生大臣が認可になるつもりか。ただいまの御答弁を基礎にして厚生大臣の御答弁をいただきたい。

○國務大臣(神田博) ただいまの山本委員の御心配になられる問題は、私もこれはあろうかと実は心配いたしております。そこで、この法案が施行になるといふことになりました、それらの事情を十分調査いたしまして、最善の措置をとらなければならぬ、というふうには私は考えております。

○山本委員 ところが、ここで重大な問題があると思ふんです。法文の十三条を見ますと、「厚生大臣は、第九條第一項の認可又は第十一條第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならぬ」といふことがある。これはなるほど必要なことでせう。しかしながら、今申し上げたような、適正化基準が定められ、適正化基準が具体化する場合には、公正取引委員会にこれを監視するでせう。しかしながら、ここで問題と

なるのは、単に「協議しなければならぬ」と書いてある。これがあの中小企業団体の法の中では、同意という表現で文章が構成してあるが、ここでは「協議しなければならぬ」といふ表現をどうして、単に協議をして、それをどのように決定するかということにきまつてない。いわゆる底抜けなんです。こういう形でありましたように、たゞだいま申し上げましたように、少くとも安いかから従業員を酷使してある、あるいは安いかから従業員を酷使してある、その他いろいろな要素があるでせう。その他いろいろな要素があるでせう。改善された、機械化された状態で生産される場合に、大量生産がなされ、しかも合理的に、いわゆる時間的な生産の向上に伴つて安くなることはあり得るのですが、そういうことが、即ちいわゆる適正化の基準として取り上げられ、そうして具体的には規程になつて実施に移されるということになる場合に、そのことが非常に大きな、いわゆる経済的な拘束を生んでくると思う。それであればこそ、十三條の規定のように、これが十一條第一項の規程による命令をしようとするときに、公正取引委員会に何らかの意見を求める、あるいは協議する、あるいは同意する、いろいろな表現はありましようが、ここでは協議するといふことになつてゐる。これでいわゆる適正化状態が保たれると提案者はお考えになつておられるのか。その点をぜひお伺いいたしたい。

○衆議院議員(野澤清人君) 御指摘の点につきましては、衆議院でも、どういふ表現をするかというふうなことで、専門家の意見等も聞きましたわけ

でございしますが、要は、この法律の用語よりも、運用の内容でありますので、その点に關しましては、厚生省当局も呼びまして、いろいろと尋ねましたが、とにかくこの適正化の規程を、この法律を適用しますと、業体自体といふものは非常に複雑な業体でありますので、この程度の表現で十分差しつかえないという見解でありますので、かやうにきめたわけではございません。御了承をお願いいたします。

○山本委員 運用の妙といふことは、なるほど一たび法律なり制度としてきまつたものが、いわゆる当局の手によつて運用され、あるいは解釈され、適用されていく、こういうことになつてくるんですが、運用の妙といふことは危険なことではない。これがいわゆる適正化問題が、いわゆる基準となり、規程となつて実施に移される。その主体はどこのやうなものであるか。あるいはその上層団体である連合会が主体的にやるわけでしょうか。そうなりますと、その運用の妙といふものは、大臣が直接一々単位組合の状態、あるいは規程の内容の運用を見ていくわけではないんですから、非常におそれるべきものが含まれてゐると指摘されてゐるのはこの点なんです。いわゆる環境衛生組合連合会なるものが、全国組織でもって強力な大きな政治力をもつて、しかもそのときどきの内閣の閣僚の一人である厚生大臣がこれを管轄して、そうしてやつていくという機構になつてくるんですから、こういう問題は、運用の妙といふ、非常に幅の広いものになつてきまふといふと、これはどういふことが起るかわからぬ。先ほ

どの奥委員の御質問の中にもあつたやうに、そこが非常に消費者側から脅威を感じられ、批判を受ける理由だと私は思う。その運用の妙とは、一体どういふことをお考えになつておられるか。それを御説明いただかないと、これは非常に納得がいけない問題だらうと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) だいた言葉じりをとられたわけですが、それはほど重大な意味で私は発言したわけではございません。「協議」とありますのは、これは当時専門家の意見では、協議が整わなければ決定ができない、こういうことで、ただ単に相談をするといふことじゃありませんので、いろいろな条件から協議をせよとしまして、そうして決定をする、こういうことであります。それからその点に關しての御心配であります。これは疑はばかりのないうことであります。それで私は運用といふことを申し上げたんですが、運用の妙を得るといふ意味じゃなくて、運用の仕方によつて十分その効果があるんだ、たとえば先ほど御発言があつたやうに、大きなボス化して将来困る、こういう問題があるために、ボスを排撃するために、リコール制もこの法律で取り上げております。従つて、あらゆる角度から、そうした国民大衆に迷惑の及ぼさないやうに、いろいろな角度から検討を加えて参つたわけでありまして、どうぞ曲げて御了解をお願いいたします。

○山本委員 運用の妙といふ言葉の言葉じりを取つたと言われますが、そういうふうなことを私考えておられます。それは野澤提案者も御承知のやうに、私も真剣にこれは討論してゐるんですから、言葉じりを取つたりしてとやかく言ふんじやありません。運用の妙といふことは、かつて幾多私どもの長い日本の歴史の中で、私自身が経験を持つてゐる。これは運用の妙にまかされるんだ、あるいは当局はしかるべく運用するといふことほどおそろしいことはない。先ほどから申し上げましたやうに、これが連合会として単一組織となつて、全国組織を、そうして強大な力を持つてくる。そうしてそれを今度厚生大臣の認可によつてやるというのですから、法律的裏づけがある、行政的な監督指導が裏づけになつてゐる。ですから私は重大です。そこで、かぎを握るものは厚生大臣ですから、厚生大臣がどういふふうにお考えになつて、どういふふうな運用されようとしてゐるかといふことは、これはきつて重要なかぎになつてくる。この点が十分にほぐせないといふと、納得がいけないと思ふ。そこを私は今度は大臣の方から何つておきたいと思ふ。

○國務大臣(神田博) 環境衛生の適正化に關する案は、大体列挙しておられますやうに、サーピス案でありますので、消費者の行政のあり方といふものは、消費者の代表だ。そこで消費者の利益を代表するために今のサーピス案の指導をし、また、監督をする、こういうふうな私は建前になつておると思ふので、そこで、そういう基本的な考え方からこの行政をして参りますれば、おのずからその結論といふものは私は妥協なものに相なると、まあかやうに考えておるのでございします。

ただいま提案者からも御説明がございましたやうに、公正取引委員会と協

のです。こういう点については、提案者はどうもお考えになっておりますか。

○衆議院議員(野澤清人君) 趣旨については先ほど申し上げました通りでございます。それから公正取引委員会の方の御意見として今開陳ありましたのが、条文の字句等につきましては、衆議院の法制局の立ち会いのもとに逐条審議いたしたわけでありますから、もしそうした点について疑義があれば、法制局の意見を聞いていただきたいと存じます。あくまでも趣旨といたしましては、協議が成立しないものに許可、認可を与えるということはないのだ、こういう原則的な立場でわれわれは審議いたしましたのでございます。ど

うぞよろしくお願いします。

○片岡文重君 協議をしなければなら
ないということ、それから同意をし
なければならぬということでは、こ
れはあえて法制局の意見を徴するま
でなく、法解釈の上から固然と私は区
別されておると思うのです。今までも
この法律に基く行政措置において協議
しなければならぬという言葉で、そ
の同意を得ずして行われた事例はお
そらく枚挙にいとまがないと思う。従
つて、今ここで提案者がおっしゃる
ように、協議しなければならぬとい
うこの協議ということが同意と同義語
であるということであるならば、これ
は明らかにそのことを明確にしなす

ばいけないと思ふのです。今ここで提案者は、これを同義語だとおっしゃつても、これは他日法を解釈する場合のときを考えれば、一々速記録を説んでこれを解釈するわけではなくて、この法文の上からこの適用を考えられるのですから、これはやはり法の上で明ら

かにしておかなければならない。特にこの協議という字句が同意を要するかどうかという問題が起ったときは、協議だからという事で逃げる道具に使うというときの方が私は多くなろうと思うのです。従って、これはやはり同意ということと同義語だともいおつしやられるならば、これはやはり私どもとしては、どうしても修正をしなければならぬところだと思ふのですが、この点は提案者として、いまだ明確に回答を願うと同時に、厚生大臣として、これがもし同義語だということであるならば、これをどういふふうにして周知徹底をせしめるおつもりなのか、もしこれを修正しないとすれば、御所見を伺つておきたいと思ふ。

○衆議院議員(野澤清人君) 同意と協議とあくまでも同一の言葉であるという解釈を私は申し上げたのでありません。ただそういう言葉が、結論として法制局立ち会ひの上で定められましたから、こういう法律用語については私専門家じゃありません。どうかその解釈については、衆議院の法制局の意見を聞いていただきたい、こう申し上げたわけでありました。これ以上むづかしい専門用語でありますので、解釈については申し上げられない、かようなわけでございます。

○國務大臣(神田博君) ただいまの法案、このままで通過した場合の協議と同意ということについての周知徹底をどうするかという御意見のように拝聴いたしましたのでございますが、私はこれは同意を得るといふふうに考えておりますので、そういう趣旨の周知徹底をいたしたい、このまま通過した場合、そういうふうを考えております。

○山本経勝君 ただいま片岡委員の御質問に対して大臣の、いわゆる公正取引委員会との協議を同意という意味に解している、こういうことだつたんですか。——同意の意味に解する、かように受け取つてよろしいんですか。あくまでこれは文字ですから、将来の法律となつていくんです。協議と同意とはよほど違うんですよ。おやおかしなのだ。同意とこれを解する、そうなりますと、「い」の字を「あ」の字と解するとなつて、さつぱり文字の体系がくずれてしまふと思ふんです。そうお考えになりませんか。そうすればここで明らかに公正取引委員会の同意を求める明確にしていただいた方がこれはよほど賢明なやり方だし、そうしてはつきりしている、この点は大臣どうお思いになるか。

○國務大臣(神田博君) お説の通りでございます。

○衆議院議員(野澤清人君) これは先ほども申し上げました通り、趣旨に変わりはないわけでございますから、協議と同意についての言葉の使い方についてもいふまでもない、協議があるということであれば、提案者といつたしまして、御修正になつても別段こだわらないつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○山本経勝君 公正取引委員長にお伺いしたいんですが、この案の第十条の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律以下ここに公正取引委員会との関係が一つの適正化規程並びに基準の実施に伴う関係規制していると思ふ、大へんおそれ入りますけれども、委員長からこの条文の解釈をここで御説明を伺つておきたいと思ふ。

○政府委員(横田正俊君) この種の規定は、カルテルを主務大臣の認可等によりまして認めざる場合には、その認可のあつたカルテルについては独占禁止法のカルテルを禁止しております規定の適用をしない、こういう趣旨で大体このような規定が、いわゆる適用除外法令の中に設けられますのが常でございます。ただし認可をいたした後に、その前の条文の九条にございまして、その前に、その協定が必要かつ最小限度の範囲を越えるとか、あるいは不当に特定の組合員を差別的に取り扱う、あるいは利用する者または消費者の利益を不当に害する者というふうな事象が生じました場合に公正取引委員会が認可を取り消すの請求を主務大臣に、この場合は厚生大臣でございまして、申し出て、この申し出でございまして、厚生大臣がそれに応じて変更あるいは取り消しをされればそれでいいんでございまして、それに応ぜられない場合は申し出でいたした後に一カ月をたちますと、独占禁止法が適用されることになりまして、公正取引委員会といたしましては、その適法でないカルテルに対して独禁法を適用しまして、必要な排除の措置を命ずる、こういうふうなのが大体この十条の規定の趣旨でございます。

○山本経勝君 もう一点伺つておきたいんですが、ただいまの御説明ですと、十条のあのたし書き以下がただいま最後の御説明になつた点だと思ふんですが、具体的にこの適正化基準並びに規程に従つてそれが実施に移されてからという事でありますから、その間にすでに問題は起つておると思ふのですが、そういう場合には、で、厚生大臣としましては、この点について何らかのいわゆる消費者、利用者等の立場が保障されるような、多少の運用の妙と言いますか、この法律そのものの施行に伴う行政指導、こういった点で何らかの配慮がなされておると思ふ。

○國務大臣(神田博君) 御承知のように、非常に内容の違つた各業態でございまして、また、地域々々によつても違ふ事情がある状態でございまして、法案がそのまま通るといふことで、法案が通つた後において、よほどこれは啓蒙運動をしなければならぬのじゃないかという考えを持つております。相当期間啓蒙運動をし、そして先ほど来お答え申し上げておりますように、適当な指導をしていく、また、消費者を中心とした利益代表は厚生省でございまして、そういう関係だけに十分業者のサービスの改善、維持を一つ指導いたしまして、業者の共存共栄をはかつて参りたい、こういう考えでございまして。

○山本経勝君 もう一点だけお伺いをしておきたいんですが、この第八条の第一項、第一号のこの「当該業態における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合」こういうふうなのはあらかじめ担当大臣として、どういふ方法で知られることができませんか。これは運営の問題としては重大な課題であらうと思ふのであります。

○國務大臣(神田博君) ただいまもお答え申し上げておりますように、これはケース、ケースによつていろいろの指導の方法が出て参ると考えております。それぞれのケースに従ひまして業者が共存共栄してともに榮えて参るといふ考えのもとに指導をしていく、また、指定の必要があれば、先ほど来いろいろ御質問ございましたように、公正取引委員会と十分な連絡をとつて、そしてその協議の上で、いわゆる同意の上で処していく、こういう考えでございます。

○山本経勝君 これは大臣の立場から直接はなかなかおわかりにならないと思ふのです。それで、それを考える、あるいは実態を把握して、この不当な、過当な、いわゆる競争と言いますか、そういうものがあるかないかというところもつぱらその業者の組織によつて認定されるというところに非常に問題があると思ふのです。ですから、適正な価格が内部的に申し合せできまり、あるいは組合の規範と申しますか、何らかの会議を持つてしやうから、それらの会議でもつてとりきめされるというところは自然の形でなされるならば、非常に無理がないわけですが、ところが、当然そこには消費者の声が入つていくと思ふのです。ところが、いわゆるこの組合の利益を守ろうとする業者の組合ですから、勢いここに逆に料金のつり上げ、あるいは販売価格、あるいはその他の点で自分の利益を多くするために、自分の利潤を上げるために、そういう点でむしろこのような法案ができることによつて不当な状態が現われはせぬかということが非常に懸念されてゐる。ですから一応この法律案がかりに成立いたしますならば、少くとも、この点については直接指導監督の責任があるでござい

1

正案そのものにいたしましたとしても、私もこの取扱について非常な疑義を抱き、これはこういう羊頭を掲げて、それこそ環境衛生という美名に隠れて国民生活をじゅりんするものである、私はこういうふうには考えます。

次に質問に移ります。今度は簡単に伺います。たとえば商工委員会が中小企業団体が出ております。それから厚生省にはそれぞれの業種につきまして監督法規、衛生法規を持っていらっしゃる。これが十分に行われれば、こういう法律は要らないと思うのでございすが、いかがでございますか、まずこれを伺います。山下さんに伺います。

○山下義信君 ただいまの御質問は、本案と団体法との関係の御質問があったと思いますが……

○奥むねお君 そうじゃありません。今伺っているのは、前の委員会で社会党側からいろいろ関係法規、衛生法規があるじゃないか、こういう御質問がありました。で、私今聞きましたのはそのことなんです。それぞれの法律で監督され、環境衛生関係の衛生法規があるのだから、これをどうしても、まあ私から言えばばを抜いて歯を残すと申しますか、こういうふうには修正して、またたいてでも通さねばならぬというの、今現にある衛生法規とどう関係があるか、どうしてもそれが要するという理由を伺いたい。山下さんに……

○山下義信君 私は政府当局でございませぬから、そういう関係につきましてもの御答弁をする限りではございませぬが、しかし、質疑応答中に、私も

はただいまの衛生関係のいわゆる母法というもので十分徹底的にやったらいいじゃないかという質疑をいたしました。これは仰せの通りであります。それは現在の衛生法規で十分であるという意味において申したのでございませぬ。で、私の質疑の要点は、母法でありまして、その衛生法規を強化いたしました。ふたつに経済行為でも取り込む必要はないではないか、経済行為でも取り込むことは、衛生行政としては逸脱ではないかという意味の質問をいたしました。これはあるのだから、われわれの修正のように、根本的な本案の欠陥とするところを抜きましますならば、現在の衛生法規と両々相待ちまして衛生基準の向上に大いに資するところあると、私もそれはそういうふうに考えた次第でございします。(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○奥むねお君 中小企業団体が今商工委員会で行なわれておりますが、この方には団体法がございします。そのほか非常に似た法律でございしますが、また、違つたところがございしますが、私も二面をみて、同じ穴から出てきたりしますが、官僚統制をねらう、ボス化をねらうカルテル行為だと思つておられます。なぜこの二つの法律を何ゆえ持たなければならぬか、その理由を伺いたい。山下さんに伺います。(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○山下義信君 私は修正案の提案者でございしますが、何も原案を支持しておるといふ意味ではございませぬので、原案に反対をいたしますればこそ修正

案を提案をいたしました。しかも大幅な修正案を提案いたしました次第でございしますが、せっかくのお尋ねでございしますから、団体法におきまして組合交渉が認められておるのに、この環境法におきましては組合交渉がないではないかと、これは組合交渉が業者の利益をはかる結果でございまして、あなたも業者の利益をはかるために環境法においても団体交渉が必要ではないかと仰せになりますのならば、あなたは環境法において団体交渉のあるように御修正になるのが適當ではないかと考えます。

○委員長(阿具根登君) 議事進行が先ほどから出ておりますので、許します。

○榊原孝君 これをもちまして修正案に対する質疑を打ち切られることの動議を提出いたします。(「どうして話し合ふ」と呼ぶ者あり)

○委員長(阿具根登君) 賛成者はないようでありますから、今の動議は……

○奥むねお君 賛成者はないようでありますから、今の動議は……

○委員長(阿具根登君) 動議に賛成者が出ましたので、成立いたしました。

○奥むねお君 私の方は先に申し入れてあります。

○委員長(阿具根登君) 動議の賛成者が出ましたので、成立いたしました。お諮りいたします。ただいまの動議に賛成の方の御挙手を願います。(「横暴々々」「何だ、だらしのない」「みつともないと思ひなさい」と呼ぶ者あり)(「賛成者挙手」)

○委員長(阿具根登君) 多数と認めます。それでは修正案に対する質疑は動議によって打ち切られましたので、この際、本案に対する内閣の意見を聴取いたします。

○國務大臣(神田博君) 本案に対する修正の動議が出ております。これに対する政府の意向としましては、賛成いたすことを明確にいたしました。政府の態度を明らかにいたします。

○委員長(阿具根登君) ただいまの内閣の意見に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。

○奥むねお君 聞えなかったのです。が、何ででしょうか。委員長、もっと徹底するように……

○委員長(阿具根登君) 質問の中で意見を述べ下さい。

○奥むねお君 何をおっしゃったのか、わからないので、質問できません。(「聞えませんでした」と呼ぶ者あり)

○委員長(阿具根登君) わからないならわからないとおっしゃって下さい、はつきり……

○奥むねお君 今、厚生大臣が何をおっしゃったのか聞えませんでした。藤原委員からも聞えませんでしたという発言が出ておりますが、私は聞えませんでしたから、もう一度どうぞお願いいたします。

○國務大臣(神田博君) 政府といたしましては、ただいま上程になっておりますこの法案に対する修正の各項に對しまして同意である、賛成するということを示すのであります、こういうことを申し上げておきます。

○委員長(阿具根登君) ございませぬか。御発言もなければ質疑は尽きたものと認めます。これより原案並び

に修正案について……(「委員長、委員長」と呼ぶ者あり)ちよっと速記をとめて。

○委員長(阿具根登君) 速記を起して。

○榊原孝君 私はこの際、さらに次のような修正案を提出したいと存じます。すなわち第十三条の「厚生大臣は、第九条第一項の認可又は第十一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならぬ」というのを、「同意を得なければならぬ」というふうに訂正したいと思ひます。(「提案の理由」と呼ぶ者あり)

その理由は、先ほど山本委員からの御質疑、提案者の御答弁によりまして、この「協議」ということを「同意」といたした方がなおその意義がはつきりすると存じますので、かく訂正をいたしたいと考えておるのであります。

○委員長(阿具根登君) ただいまの修正につきまして、御質問がありましたら御発言を願います。御発言なければ、質疑はないものと認めます。これより原案……(「委員長、委員長」と呼ぶ者あり)速記をとめて。

○委員長(阿具根登君) 速記を起して。

○奥むねお君 修正案は、第八條第一項第二号……皆さん、どうぞ法案を、時間もないようでございしますから……営業方法の制限を削ることです。

それから次は、第五十三條第一項第三号、連合会への強制加入、「当該業種に係る組合は、すべてその会員とな

る。この連合会への強制加入というのは、どこの事業団体にもないのでございますが、もしございましてたらこれも聞かしてもらえれば非常にけっこうだと思ひます。

次は、五十七条の第一項、「料金若しくは販売価格又は営業方法の制限」と書いてあるのを、「営業方法」を削るのてございします。

次に第六十一条「(役員の解任の勧告)」それは五十五ページの六行目でございします。その役員の解任を勧告することができるといふ、厚生大臣が役員の解任の勧告をすることができるといふのを削りたい。

それだけでございします。以上四つでございします。(提案の理由)さっぱりわからんぞと呼ぶ者あり

それはこの法案の運用の面におきまして、いろいろカルテル行為が強化されるおそれ非常に感じますことと、行政権が自主的な組合に働きかける非常な力を持つて、厚生大臣が権限を持つてこれをいろいろ支配するおそれがあると思ひます。なるべくそのおそれのあるものは削つておかなければ、あとで困る。こう思ひます。ございします。

○委員長(阿具根登君) ただいまの修正につきまして、御質問がございしたら御発言願ひます。(ありません)と呼ぶ者あり

質疑はないと認めます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記を始めて下さい。

○奥むめお君 先ほど申し上げましたような考えに立ちまして修正案は出し

ましたけれども、これは印刷をしなれば効力が発しませんので、一応撤回しておきます。

○委員長(阿具根登君) それでは、奥むめお君の修正は撤回されましたので、これより原案並びに修正案について討論に入りたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○榎原君 自由民主党を代表いたしました、原案並びに修正案に対して賛成の意を表するわけであります。理由をいたしましては、現今環境衛生に關係いたしておりますところのこれらの業種は、中小商工業者にとりまして非常に詳細なお方でありまして、これに向ひましては、特に環境衛生の面におきまして十分なる運営がいたされまますよう措置を講ずべきであります。その意味におきまして、私どもは修正案を除く原案には賛成をいたします。なお修正案につきましても、今までの質疑応答を通じて、この修正案は適當なるものと認める次第であります。

○藤田藤太郎君 私は日本社会党を代表いたします。ただいま山下委員並びに榎原委員から出されました修正案並びに修正案を除く原案に賛成の討論をいたします。いろいろ環境衛生に關する今度の法律案に當りましては、何といつてもわれわれが考えますのは、まず第一に、生活協同組合、これに準ずるこの修正案にありまして、このような問題が、どうしても今の法律の中

でもこのような処置が講じられなければならぬ、また、昨日の合同審査になりました食肉販売、氷雪販売の面でも、料金並びに価格の規制、要するにアウトサイダーにまで影響いたしますこの規制の制限の撤廃でございします。それから五大都市、これは自治法で十六項目にわたつて定められております五大都市のこの現案を認めて、それから環境衛生適正化審議会に消費者、利用者と事業者の代表を同数に入れて、適正化審議会の正常なる運営をはかるということ、先ほどの問題になりまして公取の同意を得なければできない、たとえば八条一項の問題がでないという九条、十三条にかかりまして、この八条一項にありま

る、たとえば料金または販売価格の制限の問題を施行するには、公取委員のこの環境衛生審議会、並びにこれが最終的に大臣によつて認可されるようなことにならうと思ひます。私は何といつても消費者の生活が守られ、業者の生活が守られる、こういうところの運営というものは、十分に当局においてこの法案の運営に當つては、真意を尽していただきたいということ、私は強く希望したいのであります。そういう意味におきまして、私はこの修正案並びに修正案を除く原案に賛成の意見を申し上げた次第であります。

○奥むめお君 私はこの法案に對しまして、修正案が出ました、そして社会党も自民党もこれを共同でお出しになりました、もうこの法案が通ることには確実でございしますが、この法案をどうしてこいうふうな今から衆議院へ回すとしてしまふと事実上間に合わない、間に合わない、それにもかかわらず、

これは会期でも延長しなければできません、それはどうしてこの法案をお出しになるといふところに、何の問題がひそむかといふことに非常に不安を感じるでございします。まあ選挙対策とすれば少し急がせ入り過ぎてゐるし、まあおそろく中小企業の問題という看板が、これに反対したらお前たち中小企業の味方でないと言つてやられることをおそれる立場じゃないかしらと想像するのでございします。私といえども中小企業に對しては、特に熱意と近親感をもち、中小企業の立場をよくと願つております。環境衛生の立場から、ことに女は最も関心を持つておりますことは言ふまでもございませ

ん。どうかして環境衛生がよくなるように何とかしたい、ただ先ほどから申し上げましたように、環境衛生をよくする、中小企業者の環境衛生をよくするといふことは、決してこの法律によつてできるのではない、何とか中小企業者の税を安くし金利を安くし、消費者の教育をして、環境衛生關係の中小企業者がみずからの努力によつて、ほんとうに立ち上ることができるようにならなければならぬのだ、そのする気が起るのはこの法律でできるのじゃない、私はそれを非常に感じますだけに、この法律が今ここで可決決定多数をもって可決されますことにほんとうに悲しみを深くいたします。しかし、原案に比べましたら、社会党の御修正によりまして幾らかよくならした、だけでも、私たちはこれが衆議院へ入つたらまたどういふ運命になるのだらうかとその先を親心をもつて心配しております。で、私ども緑風会は自由な立場で問題を一人々々がきめてお

りますから、上からだれもきめてくれません。ですから議員はみな勉強しないで法案に取つ組むわけにはいきません。上のきまつたことを、それに盲従するわけにいきません。ですから、私はこの法案には心を打ちこんで読み、考え、反対してきまして、そういう事情で官僚統制、カルテル行為といふものが今日の業界のレベルをもつてされますならば、これは消費者泣かせの法案である、中小零細業者泣かせの法案であるといふことを一言つけ加えて、反対の理由をいたします。

○委員長(阿具根登君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより環境衛生關係營業の適正化に關する法律案について採決に入ります。

まず、山下君提出の修正案の問題に供します。山下君提出の修正案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿具根登君) 多数でござい

ます。次に、榎原君提出の修正案の問題に供します。榎原君提出の修正案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿具根登君) 多数でござい

ます。山下君、榎原君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部の問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿具根登君) 多数でござい

ます。山下君、榎原君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部の問題に供します。

〔賛成者挙手〕

修正部分を除いた原案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿具根登君) 多数でござい
ます。よって修正部分を除いた原案は
可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修
正すべきものと議決されました。

なお、本会議における口頭報告の内
容、議長に提出する報告書の作成、そ
の他手続等につきましては、委員長に
御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 異議ないもの
と認めます。

それから報告書には多数意見者の署
名を付することになっておりますから、
本案を可とされた方は順次御署名を
願います。

多数意見者署名

千葉 信 山本 経勝
山下 義信 片岡 文重
藤原 道子 藤田藤太郎
早川 慎一 神原 亨
高野 一夫 西岡 ハル
紅露 みつ 勝保 稔
西田 信一 斎藤 昇
武藤 常介 大川 光三

○委員長(阿具根登君) ちよつと速記
をとめて。

〔速記中止〕

〔委員長退席、理事 山本経勝君着
席〕

○理事(山本経勝君) 速記を始めて下
さい。
南方同胞援護会法案を議題といたし
ます。

まず、提案理由の御説明を願いま
す。

○衆議院議員(淵上房太郎君) 南方同
胞援護会法案の提案理由について説明
申し上げます。

御承知のように、沖縄及び小笠原諸
島は、今次大戦におきまして最も熾烈
なる戦國が行われ、甚大なる損害をこ
うむつたのでありまして、沖縄につ
きましては、戦争末期から米軍政下にお
かれ、講和条約発効後も引き続き米國
の施政権下におかれており、戦後、相
当に復興して参つてはおりますが、い
まだ十分ではなく、特に直接に戦争の
犠牲となつた戦没者遺家族、戦傷病
者、その他学生、生徒、児童等には援
護を必要とする者が少なくない状況であ
ります。また、小笠原につきまして
は、今次戦争末期、軍要員を除く全島
民が本土に強制疎開を命ぜられ、終戦
後も米國の占領並びに講和条約に基づ
く米國の施政権のもとにあつてごく少
数の者を除いて、いまだ歸島を許され
ず、元島民は、土地、漁場等の生活基
盤を失ひ、その生活は困難をきわめて
おります。

このような状況にかんがみまして、
これら地域に關する諸問題に關しまし
て、調査、研究、啓蒙、宣伝を行い、
特に沖縄、小笠原諸島の施政権の返
還、沖縄の軍用地問題、小笠原島民
の歸郷等の重要かつ根本的な諸問題の
解決につきまして、政府に協力し、民
間運動としてこれを促進いたしますと
ともに、これら地域の同胞に対し、政
府の行方以外の各種の援護を行うた
め、昭和三十一年十一月十五日財団法
人として南方同胞援護会が設立せら
れ、その一部の事業に對しましては國

庫の補助を得て事業の実施に當つて
参つております。

このように同会は政府の協力団体と
して、政府が直接に行うことが適当で
ない事業を民間運動として行つ半ば公
的な性格を有するものであります。公
憲法第八十九条によりますれば「公の
支配に属しない慈善、教育若しくは博
愛の事業に對しましては公金を支出し
又は公の財産をその利用に供してはな
らない」とことになっております。

そこで同会の事業が「公の支配」に属
するものかどうかであります。同会
は財団法人として民法の規定に基き監
督官庁の一般の監督は受けております
が、これをもって憲法上「公の支配」に
属するものとするのは困難であるとい
うのが一般的意見であり、従いまして、
少くとも同会の行方事業のうち、慈
善、教育もしくは博愛の事業と認めら
れるものに対しては政府の補助を
受けることができないうのであります。
これらは同会の事業を有効適切に行
う上に支障を來たしている次第であり
ます。

従いまして、同会に對する政府の監
督を強化して公けの支配に属せしめる
とともに、同会の行方事業、特に慈善
教育もしくは博愛の事業と認められる
ものに對しましては政府の補助金を支
出し得ることとするため、特殊法人と
しての南方同胞援護会の設立、監督、
助成等を法律によつて特に規定する必
要があるわけでありまして、
これがこの法律を提案するに至つた
理由であります。

なお、この法律の概要を説明いたし
ますと、
第一に、本会の目的、業務について

は、おおむね現在の財団法人としての
それを採り入れ、会長、幹事、評議員
は内閣総理大臣がこれを任命すること
とし「公の支配」に属するにふさわしい
措置を講じ、
第二に、監督官庁としての内閣総理
大臣は、必要があると認めるとき同会
の業務または会計の状況を検査した
業務上、法令、行政庁の処分または定
款に違反したとき必要なる是正措置を命
ずる等の監督権を発効し得ることと
し、
第三に、国又は地方公共団体は同会
に對し補助金を支出し、その他の財政
的援助をすることができるとする
とともに、それに伴ひ必要な監督の権
限を有することとし、その他各種の免
税措置を規定したものであります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに、
御賛同あらんことをお願いいたしま
す。

○理事(山本経勝君) ただいまの提案
説明に對しまして、御質疑のある方は
御質疑を願います。

○千葉信君 議事進行について。ただ
いま私も正式に党の役員からありま
した連絡によりまして、会期延長の気
配が濃厚でございまして、現在その話
がもう具体的な事実となつて現われつ
つございまして、そのことを確認す
ることなしに、この法律案の審議に入
ることは不可能だと思ひますから、質
疑の時間その他がありますから、暫時
休憩を願ひます。

○理事(山本経勝君) 暫時休憩するこ
とに御異議ございせんか。
〔異議なし〕異議あり」と呼ぶ者
あり

○理事(山本経勝君) 暫時休憩いたし
ます。
午後十一時三十七分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

〔参照〕

「環境衛生関係營業の運営の適
正化に關する法律案」に關する
申入

只分貸委員会において御審議中の
「環境衛生関係營業の運営の適正化
に關する法律案」に關し、昨日來の
貴委員会と当委員会との連合審査會
の経過に照らし、法律案第二條第一
項第一号から「食肉販賣業」及び「米
雪販賣業」を削除するより修正方御
配意を得たく
右当委員会の決議によつて申入れま
す。

昭和三十一年五月十八日

参議院農林 堀 末治
水産委員長
参議院社会 阿具根登
労働委員長

五月十六日本委員会に左の案件を付託
された。

一、医師國家試験予備試験及び齒科
醫師國家試験予備試験の受験資格
の特例に關する法律案(衆)(予備
審査のための付託は同日)

醫師國家試験予備試験及び齒科醫
師國家試験予備試験の受験資格の
特例に關する法律案

醫師國家試験予備試験及び齒科
醫師國家試験予備試験の受験資
格の特例に關する法律

(醫師國家試験予備試験の受験資
格の特例)

第一条 従前の規定による中学校若
しくは高等女学校の卒業者又は旧

専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）により専門学校入学者の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十一条第一号及び第四十三条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者、同法第三十六条第三項又は第四項の規定により従前の例による試験を受けることができた者（医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第九十二号）第二条の規定の適用を受ける者を除く。）、昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督の行つた医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国の行つた医師試験の第一部考試に及格した者及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による修業年限四年の医学専門学校において第四学年の課程を修了した者は、医師法第十二条の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月三十一日までに行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。

の行つた歯科医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国の行つた歯科医師試験の第一部考試に及格した者は、歯科医師法第十二条の規定にかかわらず、昭和三十四年十二月三十一日までに行われる歯科医師国家試験予備試験を受けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、南方同胞援護会法案（衆）（予備審査のための付託は五月十五日）

五月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、角膜移植に関する法律案（衆）

角膜移植に関する法律案
角膜移植に関する法律

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、角膜移植術による視力障害者の視力の回復に資するため、死体から眼球を摘出すること等につき必要な事項を規定するものとする。

（眼球の摘出）

第二条 視力障害者の視力の回復を図るため角膜移植術を行う必要があるときは、医師は、死体から眼球を摘出することができる。

2 医師は、前項の規定により死体から眼球を摘出しようとするときは、あらかじめ、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、遺族がないときは、この限りでない。

3 前項の承諾は、書面をもつてするものとする。

（摘出してはならない場合）

第三条 医師は、変死体若しくは変死の疑のある死体又は角膜移植術を受ける者に疾病を伝染させ、その他危害を与えるおそれのある疾病にかかつていた者の死体から、眼球を摘出してはならない。

（礼意の保持）

第四条 第二条の規定により死体から眼球を摘出するに当つては、礼意を失わないように特に注意しなければならない。

（眼球の取扱）

第五条 厚生大臣は、第二条の規定により死体から摘出した眼球の使用の適正を図るため、当該眼球の取扱に關して必要な定をすることができる。

（使用しなかつた部分の眼球の処理）

第六条 病院又は診療所の管理者は、第二条の規定により死体から摘出した眼球であつて、角膜移植術に使用しなかつた部分の眼球を、厚生省令の定めるところにより処理しなければならない。

（罰則）

第七条 前条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

昭和三十一年五月二十五日印刷

昭和三十一年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局